

令和 8 年第 4 回府中町議会定例会

会 議 録（第 2 号）

1. 開 会 年 月 日 令和 8 年 6 月 2 6 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和 8 年 6 月 2 9 日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	力 山	彰 君	副議長	森 本	将 文 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
5 番	松 本	真 明 君	6 番	梶 川	三樹夫 君
7 番	木 田	圭 司 君	8 番	三 宅	健 治 君
9 番	川 上	翔一郎 君	10 番	西 山	優 君
11 番	坂 田	栄 一 君	12 番	山 口	晃 司 君
13 番	齋 藤	昇 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映里子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺 尾	光 司 君
副 町	長	桑 原	強 君
教 育	長	新 田	憲 章 君
総 務 企 画 部	長	谷 口	充 寿 君
財 務 部	長	土 井	賢 二 君

福 祉 保 健 部 長	増 田 康 洋 君
町 民 生 活 部 長	胡 子 幸 穂 君
建 設 部 長	磯 亀 智 君
建設部区画整理担当部長	井 上 貴 文 君
消 防 長	橋 本 臣 彦 君
教 育 部 長	中 本 孝 弘 君
危 機 管 理 監	新 宅 和 彦 君
総務企画部次長総務課長	梶 山 睦 生 君
教育次長兼学校教育課長	穴 田 貴 君
政 策 企 画 課 長	藤 永 政 己 君
住 民 課 長	塩 月 久美子 君
環 境 課 長	相 原 一 夫 君
環 境 課 主 幹	長 西 宣 夫 君
教 育 総 務 課 長	宮 脇 理 恵 君
教 育 総 務 課 主 幹	長 岡 広 憲 君
危 機 管 理 課 長	三 宅 敬 典 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長	小田上 和 史 君
-------------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（力山 彰君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和８年第４回府中町議会定例会第２日目の会議を開きます。

議事日程第２号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進め

ることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、10番西山議員、11番坂田議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係、第1項、屋内運動場（体育館）空調設備の早期整備について、6番、梶川議員の質問を行います。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 皆さんおはようございます。

一般質問、1番目の質問をさせていただきます。

質問事項です。屋内運動場（体育館）空調設備の早期整備についてを質問いたします。

質問趣旨です。近年、記録的な猛暑が続いており、学校教育現場においても熱中症対策は喫緊の課題となっています。

本町の学校施設においても、普通教室への空調設備は進んでいるものの、屋内運動場（体育館）については空調設備が未整備であり、夏季の体育授業や部活動、学校行事等において児童生徒が厳しい環境に置かれています。

国においても学校体育館への空調設備を推進しており、近隣の広島市でも空調設備整備に向けたサウンディング調査を実施するなど、本格的な検討が進んでいます。本町では屋内運動場（体育館）への空調設備整備を令和10年度に予定しているとのことですが、児童生徒の健康確保や避難所機能の強化、地域住民の利用環境向上の観点から、早期整備が求められていると考えております。

そこでお伺いします。

1つ、体育館空調設備整備の必要性について、町ではどのように認識をしていますか。

2番目、現在の整備スケジュールを令和10年度としている理由は何でしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（中本孝弘君） おはようございます。教育部長です。

6 番、梶川議員の一般質問、屋内運動場（体育館）空調設備の早期整備について、答弁いたします。

府中町の学校施設における空調設備の設置状況につきましては、平成 28 年度・平成 29 年度に、小学校 5 校と府中緑ヶ丘中学校の普通教室に空調設備を設置し、また、府中中学校につきましては学校の建て替え時（平成 29 年度）に、普通教室に空調設備を設置しており、町内 7 校において普通教室は全ての教室に空調設備を設置しています。

しかしながら、特別教室においては空調設備の未設置教室が 61 教室残っており、これら未設置教室を解消し、児童生徒の熱中症対策及び学習環境の向上などの快適な環境を確保することを喫緊の課題としております。

このため、昨年度の 11 月臨時議会において、小中学校の特別教室へ空調設備を設置するための設計費について債務負担行為補正の承認をいただき、現在、特別教室に空調設備を設置するための設計業務を行っているところです。

それでは、1 つ目の御質問、体育館空調設備整備の必要性について、町ではどのように認識しているのかについて、体育館への空調設備の設置につきましては、府中町学校 P T A 連絡協議会からも要望されており、教育委員会としましても学校教育環境の改善のため、体育館への空調設備は必要と認識しているところです。

また、学校の体育館は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されます。

小中学校は府中町地域防災計画で指定避難所として位置づけられており、大規模災害時には多くの住民が避難することが想定されるため、避難所機能の強化を図る観点からも空調設備が必要であると考えています。

2 つ目の御質問、現在の整備スケジュールを令和 10 年度としている理由は何かにについては、議員が御指摘されているのは府中町第 5 次総合計画の 5 年間の学校施設の改修内容に、令和 10 年度に全小中学校の屋内運動場の空調設置と掲げていることを指していると思われます。

これは先ほど述べましたが、現在、小中学校特別教室の空調設備設置に向け設計業

務を実施しており、設計完了後の令和9年度から学校の特別教室に空調設備を設置していく予定です。

その後、体育館の空調設備設置に着手するものとして、令和10年度に整備する計画としているものです。

なお、空調設備以外の事業においても、今年度は緑ヶ丘中学校のエレベーター設置工事やバリアフリー化工事、各学校の教室再編工事、屋内運動場トイレ洋式化工事など次年度に必要とする、延伸することのできない多くの事業を実施しております。

学校施設の工事に当たっては、児童生徒の安全確保及び学校運営に配慮しながら、計画的に実施していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 小中学校では、現在、小中学校特別教室の空調設備設置に向け設計業務を実施し、来年度には空調設備は設置されるとのことでした。

また、今年度は緑ヶ丘中学校のエレベーター設置工事やバリアフリー化の工事、各学校の教室再編工事、トイレ洋式化の工事など、多くの事業を実施しなければならないという現状は理解をいたしました。

そこで、2回目の質問ですが、体育館の空調設備の整備に当たって、国庫補助金や有利な地方債等の活用を含め、その財源確保の見通しはどうなっているのか、お尋ねをします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（長岡広憲君） 教育総務課主幹です。

梶川議員の2回目の質問に答弁いたします。

屋内運動場の空調設備につきましては、令和9年度に設計予定で、令和10年度に整備する計画としており、現在は各種検討や概算事業費を算出しているところです。

屋内運動場の空調整備の設置につきましては、国も推進しており、国の支援として、学校施設環境改善交付金、国費は対象事業費の2分の1があり、国費の単価の引上げも行われているところです。

また、屋内運動場は災害時の避難場所であることから、議員御指摘のとおり、緊急

防災・減災事業債（充当率１００％ 交付税措置７０％）を活用し、屋内運動場に空調設備を設置することも可能であると考えています。

国費・起債には、それぞれ、断熱性や事業費の上限などの要件がありますので、今後の検討で、町にとって有利となる財源で、国への要望活動も行いながら、財源確保を進めていきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ３回目の質問はございますか。

６番、梶川議員。

○６番（梶川三樹夫君） ３回目は要望を申し上げます。

近年、気温は上昇傾向にあり、大変暑い環境が続いております。国も体育館の空調設備は急ぐべき優先課題と位置づけております。

答弁の中にもありましたが、体育館の空調設備については、断熱材を使うなど、断熱性を高めるなども検討に入れ、文部科学省や各省庁などのいろいろな補助制度や支援事業など、各学校の体育館に合ったものを早期に整備されることを再度要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第１項、屋内運動場（体育館）空調設備の早期整備について、６番、梶川議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第２項、闇バイト犯罪から児童生徒を守るための意識啓発教育について、３番、安部議員の質問を行います。

３番、安部議員。

○３番（安部智恵美君） ３番、安部智恵美でございます。おはようございます。

闇バイト犯罪から児童生徒を守るための意識啓発教育について。

全国各地で、SNS等を通じて募集される、いわゆる闇バイトに関連した犯罪が後を絶ちません。近年はスマートフォンの普及により、小中学生がインターネットやSNSを日常的に利用する機会が増えており、犯罪に巻き込まれるリスクも身近なものとなっています。

こうした犯罪を未然に防ぐためには、家庭における指導はもとより、学校教育の場においても、情報モラル教育の一環として注意喚起や啓発を行うことが重要であると考えます。

令和６年１２月定例会でも同僚議員から一般質問があり、教育委員会からは、今後

の学習機会において闇バイト事件も盛り込んだ内容となるよう前向きに検討するとの答弁がありました。

そこで伺います。

1、その後、小中学校において闇バイトに関する注意喚起や啓発をどのように行っているのか。

2、児童生徒がSNS等を通じた犯罪に巻き込まれないよう、現在どのような情報モラル教育を実施しているのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（中本孝弘君） 教育部長です。

3番、安部議員からの一般質問、闇バイト犯罪から児童生徒を守るための意識啓発教育について、答弁いたします。

まず、御質問の中にもありましたが、令和6年12月定例会において、闇バイト等の犯罪予防の取組についての一般質問で、情報モラルに関する学習を行い、学習機会を通じて闇バイト等の防犯教育も内容に織り込むことを前向きに検討すると答弁しており、そのことを踏まえての今回の御質問と受け止めております。

なお、1点目の御質問、その後、小中学校において闇バイトに関する注意喚起や啓発をどのように行っているのかと、2点目の御質問、児童生徒がSNS等を通じた犯罪に巻き込まれないよう、現在どのような情報モラル教育を実施しているのかは、互に関連しておりますので、併せて答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、闇バイトをはじめとする犯罪、特にスマートフォン、SNS等を通じた犯罪については、家庭における指導はもとより、学校においても様々な教育活動を通じて、法令遵守、規範意識の醸成、情報モラルの教育を進めていくことが重要であると認識しております。

そのため、各小中学校におきまして、道徳の時間や学級活動において、学習指導要領に基づき、情報発信による他者への影響、人権、知的財産権など自他の権利の尊重、犯罪被害を含む危険の回避など、児童生徒の発達段階に応じて情報モラル教育を行っております。

さらに、警察官や通信会社の方を講師として招き、闇バイトを含む犯罪の被害者に

も加害者にもならないよう、スマートフォンを介した犯罪の手口、ＳＮＳを通じた詐欺・なりすまし、高額報酬をうたう危険な誘いへの注意等、闇バイトにつながる事例を含めた犯罪防止教室等も行っております。

また、スマートフォンの利用については、家庭との連携も重要であることから、これらの学習を行う日を参観日とし保護者にも参観していただくなど、児童生徒だけではなく家庭への啓発も行っているところです。

教育委員会としましては、こういった各校の取組の一層の充実を図るため、闇バイトをはじめとする非行防止に係る資料を継続的に提供していくとともに、情報教育担当教員や生徒指導担当教員を対象とした研修会等を開催しているところです。

引き続き、様々な機会を通じ、学校に対し、指導、助言、支援を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 答弁ありがとうございます。

2回目の質問をいたします。

児童生徒を取り巻くインターネット環境は年々変化しており、子どもたちにとって、より実感を持って情報モラルについて学んでもらうためには、各分野の問題に精通した外部人材の活用も有効ではないかと考えております。

例えば数多くのテレビ番組でコメンテーターを務め、犯罪ジャーナリストとして活躍されている小川泰平氏のように、長年にわたり警察の刑事として勤務した経験を生かし、いじめ問題や闇バイト犯罪などについて、情報発信や講演料は取らずに交通費だけで講演活動を行っている方もいらっしゃいます。実際の事例や経験に基づく話は児童生徒にとって非常に説得力があり、犯罪やトラブルを自分事として捉える貴重な機会になると考えます。

また、このような活動を行っている方の中には、青少年の健全育成に強い思いを持ち、教育現場からの依頼に対して積極的に協力されている方もいらっしゃいます。

府中町においても、闇バイトやＳＮＳ犯罪、いじめ問題などに精通した外部講師を活用し、児童生徒への情報モラル教育のさらなる充実を図る考えはないでしょうか。教育委員会のお考えをお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

3番、安部議員からの2回目の質問、闇バイトやSNS犯罪、いじめ問題などに精通した外部講師を活用し、児童生徒の情報モラル教育のさらなる充実を図る考えはないかについて、御答弁いたします。

まずは、具体的なお名前を挙げ、御紹介いただきありがとうございます。いただいた情報につきましては学校と共有してまいります。

外部講師に関しましては、学校では、様々な教育活動で設定した「めあて」を達成するため、現在も必要に応じて外部講師を活用しており、いわゆる「専門家」のみならず、地域の方、PTAの方も含め、多大なる御協力をいただいているところでございます。

闇バイトやSNSに関しましても、先ほど教育部長も答弁したとおり、必要に応じ、警察官や通信会社の方を外部講師にお招きするなど、各校の実情に応じ、予算の範囲内で最も教育効果が上がると見込まれる方法で教育活動を実施しているところでございます。

教育委員会といたしましては、教育基本法等の法令にのっとり、学校が主体的に編成すべき教育課程に対し、その具体的な手法について、例えば「こういった教育課程では外部講師を活用せよ」など、学校に指示するといったことはございませんが、各学校において主体的に、適切に教育課程を編成し、児童生徒に適切な指導ができるよう、引き続き学校への指導、助言に努めるとともに、学校における様々な教育活動、例えば、学校が、今回御紹介いただいた方等、遠方の方を講師とお招きしようとする場合の交通費など必要な経費につきましては、関係各課と協議し、予算確保に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 答弁ありがとうございました。

今回、教育委員会により一層前向きな返答をいただき安心しました。府中町の子どもの未来のためにも、お力添えいただきますよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、闇バイト犯罪から児童生徒を守るための意識啓発教育について、3番、安部議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、防災士の地域での役割は、13番、齋藤議員の質問を行います。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 皆さんおはようございます。13番、齋藤です。

質問事項、防災士の地域での役割は。

防災士は、「自助・共助・協働」を原則として、災害に関する専門的かつ体系的な知識と技能を習得した人に与えられる民間資格です。地域の自主防災組織や学校、医療福祉施設、企業などで、防災リーダーとして活躍することが期待されています。

1995年の阪神大震災の教訓から生まれた民間資格防災士の取得者が、2026年5月現在、全国で約36万人が防災士の資格を取得しています。私は登録ナンバー35万3,190番で、認証日は2026年3月25日です。防災士の高まりや自治体の費用助成などの広まりが要因で、私も町の助成により取得しました。専門家は社会全体の防災力向上に資すると評価しています。

防災士制度は、市民による自助や共助の重要性が指摘された阪神大震災を機に、地域防災リーダーを育てようと2003年に始まりました。日本防災士機構によると、取得者は、当初、年間数千人だったが、11年の東日本大震災の後、12年から毎年1万人を超え、24年11月に30万人に達しました。制度開始時は5%程度だった女性の割合も、現在では20%を超えています。取得者数が2万8,005人と全国最多の愛媛県は、11年度から県が無料で講座を開催し、市町が教本費などを負担しています。対象を学校や企業に広げています。

広島県内の防災士数は8,305人です。この数は全国的に見て比較的多く、近年では若い世代や子どもたちの間でも防災リーダーとしての資格を取得する動きが広がっています。

県内の防災士のうち、19歳以下の若年層も多く、地域防災の次代の担い手として期待されています。私が参加した講座にも小学生、中学生、高校生が10名以上参加していました。一番若い人は小学4年生の女の子でした。動機は父が防災士とか、地域の防災イベントの参加が動機になり、友達同士で参加していました。

この講座は令和7年度第2回広島市防災士養成カリキュラムで、令和8年1月

31日9時から18時30分と、2月1日9時から15時55分の後、防災士資格取得試験16時10分から17時10分でありました。場所はBIG FRONTひろしまラウンドマークタワーの5階、広島市総合福祉センターで、受講者は114名でした。事前に府中消防署で応急手当講座も受講しました。受講に当たり、令和7年度広島市防災士養成講座の履修確認レポート、広島市危機管理室の防災士教本21項目及び補講4項目の履修を確認するもので、受験前に必ず提出、なお、採点後の正解数が8割未満の場合は再度提出とのことでしたが、後期高齢者の私にとっては難関でした。提出に気づいたのが受講の何と4日前で、多忙の時期であり、さらに大変でした。何とかレポートを作成し、内心ほっとしました。長年、町内の自主防災に取り組んでいたことが幸いしました。

当町においても資格取得者が増えていると聞いていますが、今後、資格取得者そのものを目的とせず、取得後に地域で継続的に活動ができる仕組みづくりが求められてくると思います。

そこで、以下のとおりお伺いいたします。

1、町内の防災士の人数は。また、そのうち、町の補助金を活用して取得した防災士の人数は。

2、防災士の地域での活動や取組は。

3、地域団体との連携の橋渡しや防災士への研修など、活動充実に向けた体制づくりは。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（新宅和彦君） おはようございます。危機管理監です。

13番、齋藤議員からの一般質問、防災士の地域での役割はに答弁します。

防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格です。

町では、防災リーダーとして、防災士の資格取得を進めており、町内会自主防災会を通して、府中町防災活動支援事業補助金により、資格試験受験料・登録料などの経費の補助を継続しております。

それでは、1点目の御質問、町内の防災士の人数は。また、そのうち、町の補助金を活用して取得した防災士の人数はについてです。

日本防災士機構に聞き取りを行ったところ、令和8年4月1日現在で町内には男性112名、女性24名の計136名の方が防災士の登録をされています。

そのうち、府中町防災活動支援事業補助金を活用し資格を取得された方は、男性31名、女性4名の計35名です。

2点目の御質問、防災士の地域での活動や取組はについてです。

防災士は、平常時は、自身の防災意識・知識・技能を生かし、社会の様々な場で被災者や被害を減らす減災の考え方の啓発、訓練・研修の実施といった地域の防災力向上のための活動を行い、災害時には、被害軽減を図り、避難誘導、消火活動、救助・救命活動、避難所の運営、正確・適切な情報収集・情報伝達などを、災害発生数日後からは、自治体、防災関係機関、ボランティア団体などと協働して被災者支援に当たることが期待されております。

防災士の資格取得後は、自分が地域の防災力を担っていく気概を持ち、地域の防災リーダーとして、何をしたらよいかといった指示待ちの受け身ではなく、何ができるのか、何をすべきかを考え、自ら行動する積極的な気概を持って取り組んでいただきたいと思います。

3点目の御質問、地域団体との連携の橋渡しや防災士への研修など、活動充実に向けた体制づくりはについてです。

防災士と地域住民とが顔の見える関係を持つため、町が実施する町内会自主防災会や小中学校での防災講座、防災イベントの情報を提供し、多くの防災士に参加していただいております。また、防災士のスキルアップを目的とした防災アドバイザー研修も実施しております。

防災士が自ら行動するには限度があり、防災士間で協力が不可欠です。

防災士間にて情報が共有できるよう、防災士ネットワークを構築し、府中町内の防災士に限らず、近隣市町の防災ネットワークなど横のつながりを深め連携していく体制づくりの支援を行っております。

防災士は、地域防災力の向上につながる貴重な人材です。

一人でも多くの方が防災士の資格を取得し、地域に貢献できるよう、町としても支援を継続していくとともに、防災士は、「自助・共助・協働」を基本理念として、行政、地域の住民と信頼関係を築き、地域の防災・減災に寄与していただくことを期待しております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

1 3 番、齋藤議員。

○1 3 番（齋藤 昇君） 1 3 番、齋藤です。

答弁ありがとうございました。

防災士が期待されている役割を自らが行動して行わなければならないこと、防災士間のネットワークを構築することも重要であること、町も防災士に対し支援を行っていることがよく分かりました。

これを踏まえ、2 回目の質問をします。

町の防災士への支援の一つとして、防災士が活動に際して活用できる補助制度はありますか。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（三宅敬典君） 危機管理課長です。

1 3 番、齋藤議員からの2 回目の御質問について答弁いたします。

町の防災士への支援の一つとして、防災士の活動に際して活用できる補助金制度はあるかについてです。

先ほどの危機管理監の答弁にもありましたが、町内会自主防災会を対象とした補助金制度であります、府中町防災活動支援事業補助金を活用して、防災士の資格取得にかかる経費を受験者が所属する町内会自主防災会に補助しております。これはあくまで防災士の資格取得に係る経費を補助するものであり、防災士の資格取得後の活動に対する補助制度は現在ございません。

防災士の資格取得後は、防災リーダーとして、自身が所属する町内会自主防災会で防災・減災に取り組んでいただくことを前提としており、独自に防災士が行う活動は補助対象としておりません。

しかしながら、防災士間でのネットワーク構築、自身が所属する町内会自主防災会の枠を超えた活動が求められていることもありますので、今後、既存の制度の改正や、新たな補助制度について、近隣自治体の聞き取り、取組状況など情報を収集し、調査研究していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問ございますか。

1 3 番、齋藤議員。

○1 3 番（齋藤 昇君） 1 3 番、齋藤です。

3 回目は要望で終わらせていただきます。

答弁、大変ありがとうございました。

防災士は、災害発生時だけでなく、平常時から防災・減災の取組に重要な役割を担う人材であり、引き続き防災士の人数増加、活動の拡大に向けた町の取組を進めていただきたいと思います。

また、防災・減災の主要 2 部署である行政と消防の連携がより円滑に行われるよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第 3 項、防災士の地域での役割は、1 3 番、齋藤議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第 4 項、市制移行は丁寧な住民合意形成のもとで、1 2 番、山口議員、府中町の将来を見据えた単独自治のあり方について、9 番、川上議員の質問を行います。

1 2 番、山口議員。

○1 2 番（山口晃司君） 1 2 番、山口。皆様おはようございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

人口減少や少子高齢化が進む中、将来的には自治体再編が進められる可能性は十分に考えられます。その際、行政規模や権限、財政力などの観点から町村であること自体が再編議論の対象となる懸念も否定はできません。そうした将来を見据えれば、市制移行は単なる名称変更ではなく、府中町を守り、次のステージへ進むための選択肢の一つとして検討する価値があると考えています。

しかし、だからといって、結論を急ぐべきではありません。現在、市制移行のメリットとして、ブランド力やイメージ力向上は挙げられていますが、ブランド力とは現在の強みの上に成り立つものです。府中町には、ごみ収集が無料であること、ごみの分別が比較的簡単であること、学校給食の自校調理、地域活動への手厚い支援など、住民から評価されている強みがあります。また、今後は向洋駅周辺の整備も大きな魅力向上の柱になると考えます。

一方で、今年度末には新たなごみ処理施設の方向性が示される予定であり、将来的

な住民負担やごみ分別の在り方にも影響する可能性があります。また、向洋駅前整備についても令和9年度には計画変更がまとまり、二、三年後には町の将来像がより具体化していくと考えられます。

であるならば、それを待った上で、財源をどこに使うのか、市制移行に財源を使うべきなのか、現在の強みを維持するために使うべきなのか、向洋駅前整備など新たな魅力づくりに重点投入すべきなのか、こうした議論を行うためにも、まず将来像を明確にし、限られた財源の優先順位を考えることができるだけの情報提供をすることが必要ではないでしょうか。

次に、住民アンケートについて伺います。

先日、広島県の研修において、市制移行を進める上で重要なことは、将来像を示し、住民に丁寧に説明することであるとの説明を受けました。また、審議会や議会からも同様の指摘がなされています。しかし、今回の住民説明会やアンケートは、ごみ処理の方向性や向洋駅前整備など、住民生活に大きな影響を与える将来像が十分示されていない中で実施されています。そのため、アンケート結果は尊重すべき重要な資料ではあるものの、市制移行という制度への賛否、将来のまちづくりへの期待や不安、財政負担や優先順位について、住民が十分な情報を得た上で回答したものと評価するには慎重にならざるを得ません。アンケート結果は最大限尊重すべきだからこそ、将来像がより具体化した段階で、改めて審議会や住民への説明を行い、住民の意向を確認することが望ましいと考えます。

さらに、府中町は平成の大合併の時代を乗り越え、町としての価値や魅力を守ってきました。今日の府中町があるのは、その時代を乗り越え、町を守り、育ててきた先人や住民の努力があったからなのは町長も御存じのはずです。

その結果として、雇用、保育、医療、商業機能がコンパクトにまとまり、生活の利便性が高い町として評価され、多くの住民に選ばれてきた経緯があります。だからこそ、今回の市制移行が住民の努力に対し、市になったほうが格好いい、町ではイメージが弱いという話に聞こえてしまうことを私は危惧しています。

そのため、市制移行の議論に当たっては、合理性だけではなく、「なぜ今、市制なのか」、「町として培った価値をどう引き継ぐのか」についても、町の将来像や地域活動への支援などを含め、住民に丁寧に説明し、感情面も含めた合意形成を図る必要があると考えます。

以上のことから、今回の住民説明会やアンケートは、町であり続けることの問題提起にとどめ、少なくともあと２年程度の余裕を持ったスケジュールに見直し、将来像の提示、住民との対話、合意形成に十分な時間を確保すべきと考えますが、町の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ９番、川上議員。

○９番（川上翔一郎君） 皆さん、改めましておはようございます。

続けて一般質問をさせていただきます。

質問事項といたしまして、府中町の将来を見据えた単独自治のあり方についてです。

府中町は、古くから西国街道の宿場町として栄え、多くの人や物が行き交う歴史の中で発展してきました。その後、ものづくり産業を中心に、商業、住宅地が調和した町として成長し、先人の皆様のたゆまぬ努力によって、現在では全国で唯一人口５万人を超える町となっています。

また、府中町は昭和１２年に町制を施行して以来、約９０年にわたり町として歩み続けてきました。その長い歴史の中で、広島市に隣接しながらも単独自治を守り、行政運営や財政運営において高い評価を受け、住みやすいまちとして発展を続けてきました。

私は、この約９０年にわたり築き上げてきた町という歴史や名称には大きな価値があると考えています。それは単なる自治体の呼び方ではなく、町民の皆様が積み重ねてきた歴史や文化、地域への愛着、そして、府中町らしさそのものを表しているからです。

現在、町では人口減少や少子化という課題に対応するために、第５次総合計画に基づき、市制施行を含めた単独自治の在り方について検討が進められています。人口減少への対策は待ったなしであり、将来を見据えたまちづくりを進めていくことは大変重要であると私も認識をしています。

しかしながら、市制移行はあくまでも手段であり、目的ではありません。大切なのは市になることではなく、府中町がこれからどのようなまちを目指し、どのような将来を築いていくのかという将来像を明確にすることではないでしょうか。

私は、全国で唯一の人口５万人を超える町という特色は、他の自治体にはない大きなブランドであり、誇るべき財産であると考えています。この特色をさらに磨き上げるという選択肢もある中で、なぜ今、市制移行なのか、市制移行によってどのような

企業を誘致し、どのような産業を育成し、どのような世代に選ばれるまちを目指すのか、そして、10年後、20年後の府中町をどのような姿にしていきたいのか、その将来像を町民に分かりやすく示すことが、今、最も求められていることだと考えます。

そこで、市制移行の賛否だけを議論するのではなく、府中町が将来どのようなまちを目指し、その実現のために市制移行という手段が本当に必要なのかという視点から、お考えをお伺いします。

市制移行によるブランド力向上は認知度向上が説明されていますが、市制移行そのものが目的となっていないでしょうか。町として解決したい本質的な課題は何であり、市制移行はそのための手段という認識でよいのか伺います。

また、府中町はこれまで町として発展を続けてきました。なぜ今このタイミングで市制施行を検討する必要があるのか伺います。

3点目に、市制施行によってどのような指標がどの程度改善すると想定しているのか。人口、転入者数、企業立地件数、税収など、具体的な数値目標や効果検証の指標について伺います。

4つ目は、市制施行によって住民サービスは大きく変わらないとされています。一方で、行政コストなど手続は発生します。町民一人ひとりが実感できるメリットをどのように考えているのか伺います。

また、府中町は全国で唯一の「人口5万人を超える町」であり、大きな特色でもあります。この独自性を生かしたまちづくりではなく、市制施行を選択する理由について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 2名の議員の皆さんから、市制移行、単独自治に関する御質問をいただきました。現在、住民説明会も行っておりますので、私のほうから答弁させていただければというふうに思っております。

まず、山口議員の御質問でございます。

議員御承知のとおり、当町では、昨年度、第5次総合計画を策定し、まちの将来像である「みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう」の実現を目指し、令和8年度から取組を進めております。

この第5次総合計画の策定に当たって、住民アンケートとか、学生の皆さんアンケート、それとか、皆さん集まってもらっていろんな話を聞いたり、当然議会でも全協で説明したりして、町民の皆さんの意見、企業の皆さんの意見を聞いて、つくった取組でございます。今はその第5次総合計画の将来目標に向かって、しっかり取り組んでいるということでございます。

質問にございました、ごみ収集や向洋駅周辺の整備などの事業は、それぞれ第5次総合計画の基本施策として位置づけておりまして、それぞれの分野において取組を進めるとともに、それらの施策を下支えする行政の取組として、市制施行も選択肢として含めた単独自治の在り方の検討も計画に位置づけているということでございます。

このように、第5次総合計画に掲げましたまちの将来像を実現し、人口の維持にもつなげていくことを目指すためには、それぞれの施策が必要な取組であり、各取組を着実に、かつ滞りなく実行していくことが重要であると考えております。全ての第5次総合計画に上げたものを総合的にいろいろ取り組んでいくということが重要であるということでございます。

御指摘のありました向洋駅周辺の整備とか、ごみの処理の方向性については、今後のまちづくりに関わる主要事業でありまして、第5次総合計画にも当然位置づけておりまして、自治体の形態にかかわらず、今後とも手順を踏んで着実に取り組んでまいりたいと思っております。

また、市制移行について臨時的な経費が必要とはなりますが、その費用対効果もあるということですが、経費の節減に努めるとともに、国に特別交付税の措置も求めていきたいと思っております。また、町が負担するこの臨時的経費は、将来の「府中」に対する先行投資として捉えて、その財源は令和7年度の決算の剰余とか、これまで積み立てた基金とか、そういったものを活用して対処することができまして、現在取り組んでおります各種住民サービスや総合計画に掲げた事業の進捗に影響することはないというふうに考えております。

市制施行に伴うスケジュールは、令和8年度中に、住民への説明やアンケート調査、審議会における検討などの調査研究を実施し、市制施行を目指す場合は、令和9年度中に県への申請等の手続を経て、令和10年度半ば以降の市制移行を見込んでいるというスケジュールをお示ししているところでもございます。このスケジュールは、他の先進自治体での事例や、法令上必要となる手続を踏まえて設定したものでござい

す。

一方で、御指摘のとおり、市制施行に当たっては、住民への情報提供や丁寧な説明を行った上で、合意形成を図るということは非常に重要であると思っております。

第5次総合計画に定めます目標人口5万1,500人の達成のためには、市制移行により注目度を集め、暮らしやすい府中町の魅力を全国に発信し、府中町出身者はもとより、府中町に関心や興味を持つ多くの府中町ファンを獲得していくことが何より必要でございます。

この日曜日に東京のほうで移住フェアというのがあったということで、町の職員が参加したというのを今朝報告を受けました。15組くらいの方がそのブースに来ていただいたということですが、広島県の出身の方は府中町のことは分かっておられるんですけど、それ以外の方で、中国地方というか、瀬戸内海のほうに移住を考えているんですけどという方が来ていただいたらしいんですけど、やはり府中町といえば、ちょっと分からない、知らないという方がほとんどであったということで、ぜひともこの府中町が新しい自治体になって、しっかり名前を売っていければなということも思っております。

そういった取組は、今後の取組は「令和初の市制移行」ということになります。これまで市になった自治体はたくさんあるんですけど、令和になってから、まだ市になった自治体がないんです。今回、府中町が市になれば、令和で初めて市になった自治体でありますし、令和になって初めて誕生した市になるという大きなブランドが入るということでもございます。こういったものをしっかり全国に発信して、マスコミの取材も当然多くなって、全国の耳目を集めるということにもなると思っております。この機会を通じて、本当にこのまちの魅力、この暮らしやすいまちの魅力を全国に発信して、「人」「モノ」「カネ」「情報」「仕事」などをこの府中町に呼び込んで、第5次総合計画の実現を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

現在のまま「町」として取り組むだけではなく、市制施行を一つの契機、アピールとして人口減少の傾向に歯止めをかけていくことが何よりも重要と思っております。このことを町民の皆さんに丁寧に説明してまいりたいとも思っております。

また、そのためには、住民、事業者に対しましては、各種媒体にて情報発信を行うとともに、6月からは説明会を行い、その際に簡単なアンケート等も行っております。また、中学生を対象としたアンケートを行ったり、11月には全世帯を対象として幅

広くアンケートを行うこととしております。これらの取組により、住民の意向を把握するとともに、審議会とか、この議会での議論も踏まえまして、令和8年度中に今後の方向性について検討していきたいと考えております。

この検討においては、住民の意向等によって、今後のスケジュールや進め方の見直しも行う可能性も考えられます。そのため、現在のスケジュールを基本として進めつつ、住民の皆さんの意向を踏まえて、柔軟に考えていきたい、対応していきたいと思っております。

山口議員の質問に対しての答弁は以上でございます。

そして、川上議員に対する答弁でございますが、質問の中に宿場町という表現をされましたかね。ちょっと府中町で宿場町というのは聞いたことがないんで、それはちょっと確認いただければというふうに思っております。

そして最初に、市制施行は自治体としての位置づけの変更であり、また、それ自体が人口増加や出生数増加を直接もたらすものではありませんとの議員の御指摘でございますが、確かに市制施行が直接人口増をもたらすものではないかもしれませんが、市制施行含めた注目度の高いシティ・プロモーションを展開し、併せて総合計画に掲げている各種施策を取り組むことで、結果として「人」を呼び込む、または流出を抑制することにつながると考えております。

では、最初の御質問、課題は何か、市制施行手段でよいかという御質問でございますが、御指摘のとおり、市制移行は手段でございますが、課題は人口減少の対策、その目的は、先ほども言いましたけど、第5次総合計画の目標の達成、令和17年度の目標人口5万1,500人、この人口規模の維持を図るとというのが目的の一つでございます。

当町を含めた自治体の課題としては、最も大きなものに人口の減少が掲げられております。広島県全体で、日本で一番転出が多い県というようなことになっておりますけど、やはりこういった人口減少により、自治体としては非常に敏感にならざるを得ないというふうに思っております。

当町は、「人口日本一の町」ではございますが、住民基本台帳上の人口は、令和4年6月の5万3,009人をピークに減少傾向となっておりまして、令和8年4月、この4月現在で5万1,675人と、ピーク時から4年間で約1,300人の減少をしているという実態がございます。このような状況を踏まえすと、人口減少は当町

の将来にも関わる本質的な課題であるというふうに考えております。

人口減への対応といたしましては、昨年度策定した第5次総合計画において、まちの将来像でございます「みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう」の実現に向けた取組を進めているところでございますが、地域に「人」「モノ」「カネ」「情報」「仕事」を呼び込み、町全体の発展と成長につなげていくことが重要だというふうに考えております。

そのため、町外の人や事業者、企業に当町の魅力を知ってもらい、当町を選んでもらえるように、魅力やそのブランド力を高め、発信していくことが重要になります。

当町は、商・工・住のバランスが取れた住みよい、暮らし心地がよいと高い評価を得ていますが、一方で、「町」であることで、県外の人からは、当町の都市的な実態と異なるイメージを持たれることもあります。

こういったことを踏まえまして、当町の都市的な実態を最も分かりやすく発信でき、また、全国の町村で唯一人口が5万人を超える当町でしかできない取組として、全国的に注目度が高い「市制施行」は、問題解決に向けた手段の一つであると考えております。

先ほど山口議員への答弁でも触れましたが、今回の取組は令和初の市制移行、令和初の市の誕生ということでございます。御存じのとおり、今でさえマスコミの取材も多くということですので、こういったことになれば、さらに全国から多く注目されるということになると思っております。この機会を通じて、ぜひこの府中町のいいところをしっかりとアピールしていきたいと。「人」「モノ」「カネ」「情報」「仕事」を呼び込みたいと考えております。市制移行はシティ・プロモーションの一つでございますので、目的は5次総の目標の達成、到達ということでございます。

現在のまま「町」で取り組むだけでなく、市制施行を一つの契機、アピールとして人口減少の傾向に歯止めをかけていくことが何より重要と思っております。このことを町民の皆さんに丁寧に説明してまいりたいと思っております。

2つ目の質問、タイミングの質問でございます。今、なぜこのタイミングかということでございます。

当町は、これまで商・工・住のバランスが取れたまちとして発展してきており、人口も5万人を超え、現時点で「人口日本一の町」となっております。

人口が5万人を超えているということは、地方自治法に定められた市制施行の要件

の一つであり、町村が市になるためには、これら法令に定められた要件を満たす必要があります。そのため、これらの要件は、国が定めた「都市」としての要件でございまして、当町は、これらをおおむね満たしていることから、実態として「都市」の段階にあると考えられます。

当町は、かつての農村地帯から都市へと大きく発展を遂げてきましたが、先人たちが築いてきたこのまちをさらに発展させ、将来の世代へ引き継いでいくことは、行政としての責務であると考えております。

かつて府中町は、合併したことはなく、明治以来、この町を守り育ててきた先人たちに報いる、その成果を報いる方法として、市制というのも当然考えていくべきだと思っております。

市制を施行して、新たな形でさらなる発展を目指すことは、過去に人口が5万人を超えた町村がいずれも、どこの自治体も市制に移行していることから、当然府中町としても避けられないと、選択しなければならないと考えております。

当町では、昨年度第5次総合計画を策定し、これから新たなまちづくりを進めていくタイミングであり、町においても人口減少の局面を迎えた背景というのもありまして、「単独自治の在り方の検討」を含めた第5次総合計画の施策全体を推進することにより、地域の活性化や人口の維持を図ることとしております。

さらに、先ほど言いましたけど、強調したいのが、今回の国勢調査2025年で、人口5万人を超える町はこの府中町のみでございます。今回、このタイミングで市制施行すれば、令和初の市制施行、令和になって初めての誕生した市という、またとないブランドが手に入ります。これは大変大きなインパクトのあるキャッチフレーズでして、今後、永久にこのキャッチフレーズは使える。そしてまた、かつ誰もまねのできない唯一無二のブランドになると思っております。

なお、当町における市制施行の議論については、過去には平成13年から16年にかけて自治制度の在り方が議論になったとき、住民懇談会やアンケート調査、住民投票において選択肢の一つとして検討されたほか、平成22年から24年にかけては、議会において「自治制度特別委員会」が設置されて、最終的な調査報告書では、「市制移行は、行政・住民とも自主自立への意識の変革を行い、地域の活性化を図り、日本一暮らしやすいまちづくりを目指すための体制強化には有効な方策であるという認識に至った」という報告書が出されております。

これらの経緯を踏まえると、市制施行を含めたまちの在り方を検討することは、当町にとって過去から継続したテーマであり、将来に向けて必要な議論であると考えております。

3つ目の質問、指標についてでございます。

先ほどから府中町第5次総合計画のことを言っておりますけど、これは各分野において基本目標・基本施策・単位施策を掲げ、これに基づく各種取組を推進することで、「みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう」の実現を目指していくということにしております。

市制施行については、この総合計画において、基本目標6「自治・行政」の分野のうち、単位施策①「地域ブランド力の向上と発信」の中に一つである、「当町の特色と将来を見据えた単独自治の在り方の検討」に含まれる取組でございまして、この基本目標6「自治・行政」については、第5次総合計画の体系上、他の5つの各分野を支え、効果を高めるものとして位置づけをしているところでございます。

このことから、市制施行の調査研究を進め、市制移行を選択しつつ、第5次総合計画の取組全体を総合的に推進することによって、第5次総合計画の基本構想に掲げたまちの将来像の実現とともに、令和17年度の人口規模5万1,500人の維持を目指しているということでございます。

指標は、人口規模5万1,500人の維持というのが指標になるということでございます。

4つ目の質問、メリットということでございますが、市制施行のメリットといたしましては、人口減少など当町の課題解決に向け、まちのイメージや魅力を高め、発信することで人や企業を呼び込み、将来的な地域の発展・成長や、にぎわいの創出につながっていくということ。

次に、町として市制施行が可能な唯一の自治体であり、注目度が高いことから、全国的にアピールができる絶好のチャンスであること。

そして、町村会から市長会に移行するということで、他の市とのつながりや連携が強化され、都市行政に関する情報収集力が向上し、政策立案や事業展開のほか、職員の意識や能力の向上につながる考えられます。

また、住民が地域について考えるきっかけとなりまして、地域への愛着や誇りの向上につながると考えております。

また、自治体としての発言力、影響力、存在感が高まり、情報発信や行政運営などにおいても有利になると考えられます。

また、先進自治体からの聞き取りによりますと、住民の中からは、住所の記載が楽になった、簡単になったという声も多かったというのを聞いております。

こういったことがメリットとして挙げられることができます。

これらのメリットについては、個々の住民の皆さんにとって、直ちに効果を実感することがなかなか難しいというのもあると思いますが、行政の立場といたしましては、短期的な利益だけでなく、今後の人口減少への対策など、子どもや孫の将来世代も見据えたまちの発展・成長につながる施策を進めていくことが極めて重要であると考えております。

このように、今後のまちの発展に向けた長期的な視点において、市制施行は、将来の世代を含め、住民にも大きなメリットが及ぶものと考えております。

5点目の質問、全国で唯一の人口5万人を超える町を生かしたまちづくりをという質問でございますが、御指摘のとおり、「5万人を超える町」ということは、都市という実態を示す当町の特徴の一つでもございまして、また、当町にとって一つのアピールポイントになるとは思ってはおりますが、一方で、近年では当町においても人口は減少傾向で、先ほど言いましたけど、住民基本台帳上の人口は令和4年をピークに減少を続けているということ。

「人口日本一の町」といった特徴がありながら、なかなか全国的な認知度は低く、県外から訪れた方もなかなか当町の実態を知らなくて、認知度が高いとは言えないということ。

また、このまま人口減少が進行すると、いずれは「人口日本一の町」といった特徴も失われる可能性が高いということでございます。

このことから考慮いたしますと、「人口日本一の町」といったアピールポイントに固執することが今後のまちづくりに有効であるか、いま一度検討する必要があると考えております。

その一方で、市制施行については、人口5万人以上の人口が必要であり、全国でも当町でしかできない取組であるということで、非常に独自性が高い取組でございます。全国に注目されることから、都市自治体である「府中町」を全国にPRすることができる、他の自治体ではまねのできないシティ・プロモーションであると考えておりま

す。

また、他の自治体においては、過去に「人口日本一の村」をアピールされた村がありました。そういった自治体も行政サービスの充実や都市的イメージの獲得のため、市制に移行をされております。当町にとっても、市制施行は、都市自治体であることを対外的に表示でき、都市としてさらなる地域の発展を目指すための有効な手段であると考えております。

このような点を踏まえますと、なかなかマスコミなどで取り上げてもらう機会も少ない「全国で唯一の人口5万人を超える町」ではなくて、現段階でも全国のマスコミが注目していただいています「令和初の市制施行した自治体」、「令和になって初めて誕生した市」のほうが将来的にも永久に使える大きな特色・独自性のあるブランドであると言えます。

このように、新たなアピールポイントを獲得することで当町の認知度をさらに向上させて、今後の継続した発展につなげるため、当町にとって市制施行は大変有力な選択肢、シティ・プロモーションとして、これ以上のものはないと考えております。

以上が答弁になります。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで休憩いたします。

2回目、3回目の質問は休憩の後にしたいと思います。

再開は10時55分からとします。休憩。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時55分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

12番、山口議員。

○12番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

市制移行の費用は、まちづくりに活用すべき限られた財源の先食いですから、重要な計画を待たずして使うことが適当なのかは疑問があります。どちらかが先ではなく、私は府中町らしさを守ることと、市制移行への挑戦について、両立を目指して検討を

進めるべきだと考えています。

しかし、今の答弁やこれまでの説明を聞く限り、市制移行によって何を得るのかという説明はあっても、現在の府中町の強みや暮らしやすさをどう守り、引き継いでいくのかという説明は十分に伝わってきません。

そのため、住民の中には、市制移行か、府中町らしさかという、二者択一のように受け止めている方もいるのではないのでしょうか。そういった対立を避けるためにも、まずは住民に示すべき将来像とは何かを整理する必要があると考えています。

現在では多くの方がインターネット検索だけではなく、A I も活用して移住先や進出先の情報収集を行う時代になっています。そのような中で、A I に広島県で暮らしやすい地域はと尋ねると、府中町は最上位に上げられます。また、企業立地の観点でも、本社や大規模事業所は広島市中心部が優位ですが、小規模事業所やチェーン店などを含めると、府中町は有力な候補として挙げられます。

これは、市だからでも、町だからでもなく、広島駅や広島市中心部へのアクセス、商業集積、人口規模など、府中町が持つ地理的・都市的な優位性によるものだと考えています。実際に、府中町は交通利便性や生活利便性の高さから住みやすさが評価されており、住み心地ランキングでも高い評価を受けています。そのため、今後も府中町は町のままであっても、住む場所や進出先の候補として、一定程度選ばれる地域だと思います。

一方で、人口減少社会においては、若い世代がより大きな都市へ流出していくことも考えられます。そのため、駅前整備やにぎわいづくりを通じて若者文化を取り込み、若い世代に選ばれるまちを目指すことも重要な視点だと思います。

最終的に選ばれるかどうかを左右するのは、市か町かという制度よりも、府中町らしい暮らしやすさや、行政サービスを将来にわたって維持できるかどうかではないでしょうか。

住民説明会では、府中町出身者へ戻ってきてもらいたいとの説明もありましたが、府中町で暮らした経験のある人が気にするのは、市になっていないことなのか、それとも、ごみ処理や給食など、日々の暮らしやすさや地域の魅力が失われることなのか、私は後者ではないかと思っています。

だからこそ、まずは府中町らしさや、現在の暮らし心地を将来にわたってどのように維持し、発展させていくのかを具体的に示すことが重要だと考えます。そのことが

住民に伝われば、議論は市か町かではなく、府中町らしさを守れるのであれば、市制移行のメリットとコストをどう評価するかという段階に進むのではないのでしょうか。

先日、広島県に市制移行の研修に伺ったことは先ほど申しましたが、府中町の将来像を示した上で、住民に丁寧に説明することが必要であるとの説明を受けました。私もその考えに異論はありません。

しかし、その将来像の定義が県と審議会と町で異なっていては、同じ言葉を使いながら、別々のものを議論することになり、住民も何を基準に判断すればよいのかが分からなくなります。

私は、将来像とは、人口や財政といった行政運営上の話だけではなく、現在評価されている府中町の暮らしやすさや、地域の魅力を将来どう維持するのか、また、人口減少社会の中で、若者に選ばれるまちとなるために何を変えていくのかまで含むものだと考えています。その上で、市制移行が本当に必要なのか、あるいは、優先順位として何を先に取り組むべきなのかを住民が判断できるようになるのだと思います。

そこで伺います。

広島県、審議会、町が考える住民に示すべき将来像とは具体的に何を示させているのでしょうか。また、その将来像には、現在の府中町の強みや暮らしやすさを将来どのように実施し、発展させていくのか。

さらに、人口減少社会の中で、何を変え、どのようなまちを目指すのかという視点まで含まれているのでしょうか。含まれているとすれば、住民に対してはどのような内容を具体的に示すべきと考えておられるのでしょうか。

住民が市制移行の必要性を判断する上で、極めて重要な点ですので、これまでの考え方も踏まえて、副町長にお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（力山 彰君） 9 番、川上議員、質問ございますか。

○9 番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

市制移行は、あくまでも人口減少という課題を解決するための手段の一つであり、第5次総合計画に掲げる様々な施策と併せて、人口規模5万1,500人の維持を目指すとの答弁をいただきました。

また、市制施行を契機としたシティ・プロモーションによって、「人」「モノ」「カネ」「情報」「仕事」を呼び込み、地域全体の発展につなげていくというお考え

も示されました。

人口減少への危機感や、将来に向けて積極的な施策を展開していく必要性については、先ほども申しましたとおり、私も同じ認識です。しかし、一方で、答弁をお聞きすると、市制移行による効果は、第5次総合計画全体の施策と一体となって発揮されるという御説明であり、市制移行そのものによって、人口維持につながる具体的な根拠や市制移行でなければならない理由については、まだ十分示されていないように感じます。

また、市制移行は人口減少対策の手段の一つとの答弁もいただきました。それであれば、市制移行が人口維持にどのような効果をもたらすのか、また、市制移行を行わなかった場合に、第5次総合計画の目標達成が可能なのかどうかは、町民が判断する上で最も重要な点であると考えます。

そこで、改めてお伺いいたします。

市制移行が本当に人口維持につながる根拠について、町長は、市制移行を契機としてシティ・プロモーションを展開し、「人」「モノ」「金」「情報」「仕事」を呼び込み、人口維持につなげたいと答弁されました。

しかし、その説明は考え方であり、市制移行そのものが人口維持につながるという客観的な根拠までは示されていません。市制移行によって人口維持につながると判断された具体的な根拠やデータは何でしょうか。

また、過去に市制移行を行った自治体において、市制移行を契機として、人口や転入者の改善につながったという検証結果があれば、その事例も含めてお示してください。

2、市制移行しなければ目標人口は達成できないのか。町長は、第5次総合計画の各種施策を総合的に推進することで、令和17年の人口5万1,500人の維持を目指すとして答弁されました。それであれば、人口維持を実現するのは総合計画の施策であり、市制移行はその一つの手段でしかない。仮に市制移行を行わなかったとしても、子育て支援や定住促進、産業の振興などの施策を着実に進めることで、目標人口は達成できるのでしょうか。それとも、市制移行を行わなければ目標達成は困難と考えておられるのでしょうか。その理由を具体的にお示してください。

3、令和初の市の効果について、町長は、令和初の市という話題性や、全国的な注目がシティ・プロモーションにつながると答弁されました。

確かに今も、そして、市制移行直後も注目を集めると思います。しかし、その効果

は時間の経過とともに薄れていき、これは一過性の可能性もあります。令和初の市というブランドが一過性の話題ではなく、５年後、１０年後も継続して、人口維持や企業誘致、地域活性化につながると考える根拠は何でしょうか。また、その効果をどのように検証していくお考えなのでしょうか。

４、市制移行は将来への投資であると答弁されました。一方で、住民サービスが大きく変わることなく、住所変更やシステム改修など、一定の行政コストが発生することとも説明されました。

町民が負担するコストに対して、どの程度の効果が見込めると試算されているのでしょうか。また、その効果をどのような指標を検証し、市制移行が成功したと判断されるのか。費用対効果について、具体的なお考えをお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁

副町長。

○副町長（桑原 強君） それでは、私のほうから、まず山口議員の２回目の御質問、広島県、審議会、町が考える住民に示すべき将来像と、その具体的内容について、お答えいたします。

まず、住民に示すべき将来像とは、これまで町長の答弁にもございましたとおり、町と議会の両輪で策定を進めました町の最上位計画である府中町第５次総合計画であり、３月議会で御議決いただいた６つの分野別に取りまとめた基本構想が住民に示すべき将来像となります。

また、その具体的内容については、基本構想で打ち出した６つの基本目標を実現するための基本施策と単位施策及び具体の事務事業を反映した実施計画にお示ししております。

以上、答弁いたします。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 私のほうからは、川上議員からの再質問に御答弁させていただきます。

最初が、市制施行が本当に人口の維持につながるかという、その根拠はということでございますが、御質問の中でも触れられていましたように、市制イコール人口維持ということは言うておりません。今回の市制移行は、５次総に基づく各種取組の一環として取り組みたいと申し上げていまして、基本的には総合計画の全体の各種取組、都

市基盤整備もそうですし、福祉もそうですし、環境もそうですし、教育もそう、そういった施策を総合的に取り上げる中で、人口維持を図っていききたいというふうに思っております。

ただ、しっかり市制施行することによって、このまちを全国にアピール、PRして、このまちのよさを全国にアピールしていきたい。そうすれば、人も減っていくのが減るというか、新たな人も入ってくるのではないかなというふうに思っております。しっかり若者にアピールする方法として、そのシティ・プロモーション、市制移行だけじゃないんですけど、椿町ファミリーという動画も作っておりますので、これもしっかりイオンとか、広島駅前の方で流しておりますし、7月以降はバルト11の上映の前にでも流すということにしているということです。しっかり若者にこの府中の暮らしやすさをアピールしていきたいと思って、そういったシティ・プロモーションの一環として市制移行も考えていきたいと、いるということでございます。

ちなみに、先進自治体の例ということでございますが、先進自治体の中では、当然今の社会情勢ですから、人口も増えるところもあるし、減っているところもございます。増えている自治体を言うならば、宮城県の富谷市とか、愛知県の長久手市、この前に視察で行かれた野々市なんかは、ずっと人口が増えているというふうにお伺いしております。

2つ目として、市制施行をしなければ目標人口は到達できないかということでございます。

市制施行しなければ到達目標は困難だということは考えておりませんが、市制施行は、シティ・プロモーションとして最大限というか、これ以上ない手段だと、特に令和初の市制というのが使えれば、これほどよい方法とか、よい手段はないというふうに思っておりますので、簡単に言えば、これを今回、府中町が活用しない手はないというふうに思っております。これほどいいキャッチフレーズを使える自治体は府中町しか今はないんで、ぜひこれをしっかり使って、このまちの活性化にしていきたいと。それで人口増につながっていけばいいのかなというふうに思っております。

それと、それに対する質問かもしれませんが、3つ目が、令和初の市というのは一時的じゃないかなという御質問でございますが、確かに一時的かもしれませんが、これほど大きい一時的はないのではないかなというふうに思っております。

先ほど、何回も言いますように、全国の自治体の中で、このキャッチフレーズが使

えるのはこの府中町しかありませんので、しっかり、それで特に市の誕生という非常にポジティブなイメージですね。生まれる、誕生するということで、非常におめでたい話でございますので、ぜひこういったポジティブな話を、話題をしっかり全国にアピールしていきたいと思っております。

町民の皆さんにも、この市制移行を契機に、このまちも考えてもらいたいし、このまちがさらに大きく新たな自治体として生まれていくんだというようなわくわく感で、ぜひ感じていただけるような説明も、今後、強調していきたいなというふうに思っております。

今後、永続的でなくて、一過性になるんじゃないかというお話もありましたが、一過性にならないように、ずっと使っていけたら、ロゴとかいろんなことでも活用できたらなというふうに思っております。

あと、費用対効果の話ですが、確かに看板のかけ替えとか、式典の経費など、必要になってくるということでございますが、これらは市制移行というシティ・プロモーションの必要経費、宣伝広告費ということで思っております。そうした経費をかけて、この令和初の市の誕生というのを、話題を提供して、マスコミを通じてぜひアピールしていきたいと。特にアピールする内容としては、便利で暮らしやすいまちがここにあるんだと。それで発展しているまちがここにあるんだというのをしっかりアピールしたいと、情報発信したいと思っています。

具体的に、こういうシティ・プロモーションを幾ら投資したら、幾ら結果が出るというようなものはないと思うんです。そういったものを積み重ねながら、こういったイメージの積み重ねがいろいろなところへ影響が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。費用以上の効果があるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

行政だけで考えるのではなくて、もし令和初の市制移行、市の誕生ということになれば、ぜひこれをいろんなところで使えるキャッチコピーになるんじゃないかなというふうに思っております。商品の開発とか、お店のセールとか、いろんなイベントでも、各種民間企業でも、しっかりこういうのを使って商売に、経済効果に使ってもらえれば、よりよいPRになるんじゃないかなと。まちの発展にさらに経済的に活性化も考えられるんじゃないかなというふうに思っております。そういった面もしっかりアピールしながら、費用対効果も、それ以上の効果が出るように取り組んでいきたい

というふうに思います。これは行政だけでなく、経済界の皆さんの御協力も得ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問ございますか。

1 2 番、山口議員。

○1 2 番（山口晃司君） 1 2 番、山口。御答弁ありがとうございます。

私は、当初、市制移行は府中町の未来を左右する大きな政策であり、その先の将来像を含めて説明するものだとして受け止めていました。しかし、今回の答弁や先日の住民説明会での説明を聞く中で、以前よりもその位置づけが限定的になった。特に本日の答弁で、市制移行が府中町のシティ・プロモーションのために数億円を使い、全町民に住所変更の負担、事業者へ移行費用の負担、県に県条例の改正をお願いするということになるんでしょうから、当初と比べてちょっと小さくなったなというような感じは受けております。

もうこれ以上申し上げることはございませんが、今後は中長期的な暮らし心地や、府中町らしさをどのように維持・発展させていくのかという視点についても、町民に分かりやすいよう説明し、将来への期待や希望を持てるような議論につなげていただきたいと思います。

以上、要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） 再質問ございますか。

9 番、川上議員。

○9 番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

この市制施行は、町民一人ひとりに関わる大きなテーマでもあり、だからこそ、制度の説明ではなく、町民がどのように受け止めているのか、そして、町長がその先にどのような府中町を描いているのかが何よりも重要だというふうに考えます。

町では、先週も含めて住民説明会が3回開催されましたが、町長御自身は説明会を通じて、町民の皆様の声や反応をどのように受け止められたのでしょうか。特に市制施行に対する賛否や不安、期待など、アンケート結果も含めて、どのような傾向が見られたのか、お伺いします。また、その声を受けて、今後の進め方や説明方法にどのように反映していくのか、お考えをお聞かせください。

また、町長は人口減少対策やシティ・プロモーションの一つとして位置づけておら

れますが、市制移行はあくまで手段であり、本当に大切なのはその先に、先ほど申しました、府中町は何を目指すのかという将来像を町民に示すことだと考えます。どのような企業を誘致し、どのような産業を育成し、どのような世代に住み続けたい、住んでみたいと思っただけのまちを目指すのか、そして、その結果、10年後、20年後の府中町をどのような姿にしたいのか、町長が描く将来像を皆さんに分かりやすく、具体的に、そして明確にお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町長。

○町長（寺尾光司君） 再々質問をいただきました。

将来像のお話なんですけど、最初の答弁でも言いましたように、まちの将来像というのは、基本的には総合計画の中の基本構想の中で、先ほど言いましたように、町民の皆さんのアンケートを取りましたし、議会の皆さんとも協議して、そして、最終的には町長の案を取りまとめて、議決を経て、つくった基本構想が府中町の将来像、まちの将来像「みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう」、これは将来像であるのだから、これを一生懸命、今、つくったばかりですから、私が町長になってからつくったものですから、これに向かって取り組んでいきたい。その施策の一つとして市制施行も、市制移行も考えているんだということでございます。

この第5次総合計画が町の最上位の計画ですので、これをしっかり住民の方にも説明をしていかなければならないかなというふうに思っていますし、議会の皆様に議決をしていただいた重みをしっかり理解してほしいというふうに思っているところでございます。まちの希望とか期待というのをしっかりいろんな施策の中で生かしていきたいというふうに思っております。

それと、住民説明会の関係なんですけど、一応各種団体も含めて、今、6回行っております。私、全ては出てないんですけど、一応そのアンケートもそれぞれ取っております。中身は結構町のままでいいというのが半数近く、アンケートには出ているというふうに聞いています。

ただ、中身、意見は聞いてないんですけど、ただ、私の率直な感想は、議員の皆さんもその説明会にいろいろ立ち会っていただいているので、分かっていると思うんですけど、割とネガティブといいましょうか、発言される方とか、質問される方というのは、非常に市制に対しては消極的な意見が多いなというふうに思ってお

ります。なかなかこういうPR活動をしたいんじゃないというふうな説明を申しても、やっぱり人口5万人を超えると、町のままだいいとか、いいんですよ。いいけど、さらによくしたいのが私の思いだというふうに言っているんですけど、それとか、市になっても、多くの市の中で埋もれるというふうな話なんですけど、埋もれるんだけど、そうはいっても、令和初の市になりますよということなんですけど、それとか、その費用を消防とか児童会などの経費に回してほしいという話もあって、そらやらないといけない施策は必ずやっていきますんで、そのシティ・プロモーションの経費というのは、それはちゃんと財政が回るような中でしっかり出していきたいというふうに思っております。そういったいろいろ話をしたり、市制施行は人口維持との関連性、根拠みたいな話もやはり出てきたりするんですけど、まあ、町全体のその総合計画を進めるに当たっての市制施行というのは一つのプロモーションとして、しっかりアピールする、まちのよさをアピールするための方法じゃということで、しっかり話をしていきたいなというふうに思っております。

先ほど質問の答弁の中でも答えましたが、今後は、説明が足りない部分もあると思っているんですけど、令和初の市制施行とか、令和初の市の誕生というインパクトが大きいと。全国で注目を浴びることですよというのをしっかり住民の皆さんにもお話ししたいし、このことは、市の誕生ということで、お祝い事でもあるんですよ。もっとポジティブに、前向きに考えてほしいというふうに思って、今後、説明していきたいなというふうに思っております。

このまちのよさを全国にアピールして、情報発信して、いろんな「人」とか、「モノ」とか、「情報」とかいうので、ぜひこのまちへ呼び込んでいきたいと。そして、先ほどもちょっと言いましたけれど、経済効果もしっかり考えれるんじゃないかなというふうに思っております。関連事業とか、イベント、先進自治体ではカウントダウンイベントをやったり、先ほど答弁でも言いました、全国一の村から市制にした自治体では、全国一の村の引継式みたいなのを、そういうイベントをやられたりしています。そういったお祝い事として、しっかり情報発信して、その度々にいろんなマスコミに情報発信して、町の名前を売ってもらいたいというふうに思っております。

あと、先ほど言いましたように、民間企業もしっかりこのお祝い事を使ってもらって、企業の業績発展に使っていただければいいと思います。しっかりその商品開発も市制記念何とかグッズとか、町として関連グッズを作るかどうかは分かりませんが、

そういったわくわくする感覚が町民の皆さんにしっかり伝わって、このまちが新しい形に発展していくんだという感覚をぜひ皆さんに伝えていきたいというふうに思っております。

このままでいく方法も確かにありますけれど、今、府中町ができる、今、市になれば、そういった令和初というような大きな価値プレートが手に入ることをしっかり伝えていって、このまちの将来について、皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

そういったことを今後も続けていきたいと。議員の皆さんもそれぞれ各地域でお話される機会があると思います。町長がそんな思いを持っておるんだというのを各地域でお話ししていただければ幸いに思っております。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、市制移行は丁寧な住民合意形成の下で、12番、山口議員、府中町の将来を見据えた単独自治のあり方について、9番、川上議員の質問を終わります。

次に参ります。

続いて、総務文教関係、第5項、2026年気象災害に向けての対応策について、14番、宮本議員の質問を行います。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 一般質問をさせていただきます。

2026年気象災害に向けての対応策について。

アメリカ海洋大気局の4月9日付の発表によると、太平洋の表面の海水温が平年よりも少なくとも2度C以上高くなる非常に強いエルニーニョとなる確率は25%で、1.5度C超の強いエルニーニョ以上になる確率は約50%と見込まれております。つまり、2026年、この春から夏にかけて、強力なスーパーエルニーニョが発生する可能性があるとの見解が予報担当者の中で強まっております。

このエルニーニョ現象が発生すると、一般的には冷夏となりますが、この夏はエルニーニョ現象が発生する兆候がありながらも、地球温暖化や偏西風の蛇行などの影響により、全国的な高温となる可能性が高いと予想されています。ただし、このスーパーエルニーニョ現象の場合は、過去を振り返っても一様ではなく、破壊的な影響をもたらすおそれがあり、地域によって傾向が大きく異なってきました。冷夏のときは梅

雨明けの遅れが起き、集中豪雨が多発したり、猛暑のときはオーストラリアの例を見ると、降水量の減少と気温の上昇で山火事を多発させております。

以上、この予測不能な大災害発生の予感を鑑みて、今年6月以降の気象災害に対してどのような対策を取られているのか、お伺いします。

- 1、事前の災害対策として行っていること。
- 2、災害発生時の初動対応策として考えていること。
- 3、復旧・復興に向けての取組について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（新宅和彦君） 危機管理監です。

14番、宮本議員からの一般質問、2026年気象災害に向けての対応策について、答弁します。

エルニーニョ現象が発生すると、日本付近では冷夏になりやすいと言われていましたが、前回のエルニーニョ現象が発生した2023年の夏の平均気温は高温でした。

今年の夏も、気象庁は高温になりやすいと予想しております。

また、エルニーニョ現象は、台風にも影響をもたらし、日本へ強い勢力で接近しやすくなります。そのほかにも異常気象が発生しやすく、豪雨のリスクが高まると言われております。

それでは、1点目の御質問、事前の減災対策として行っていることについてです。

まずソフト面の対策として、令和8年5月29日から新たな気象情報が運用開始されています。気象台が発表する警報、注意報の情報名にレベルが付記され、避難行動と直結し、避難判断の目安が明確になりました。府中町のホームページや広報ふちゅう6月号、町内会自主防災会、民生委員児童委員など各種団体との防災講座などで周知に努めています。

また、大雨、土砂災害、台風、地震、津波に備え、ハザードマップ、避難場所、避難所、避難経路の確認、非常持出し品、家庭内備蓄、避難の呼びかけ、安否確認方法なども併せて普及・啓発しております。

そのほか、空気が乾燥していると火災の発生が危惧されることから、林野火災の予防を目的とした林野火災の予防に関する注意報や、火を使用する制限の義務を課した

火災に関する警報や、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を発することや、過去に例のない危険な暑さが広域的に予測されるとして、熱中症特別警戒アラートが発表された際、指定暑熱避難施設として、公共施設 6 施設、商業施設 1 施設を指定しております。

ハード対策としては、ポンプ場整備などの内水氾濫対策、雨水幹線の耐震化、崖崩れを防止する急傾斜地崩壊対策事業などを各事業担当課において実施しており、広島県へも堰堤などの砂防施設、河川改修を要望しております。

また、避難所生活に必要な物資などを防災備蓄倉庫と指定避難所である各小中学校などに分散備蓄しています。しかし、令和 7 年 10 月に見直された広島県地震被害想定調査報告書により、想定避難所生活者の増加、備蓄物資などの品目、数量の増加に伴い、備蓄倉庫の新設、既存施設の空きスペース確保が喫緊の課題となっています。

2 点目の御質問、災害発生時の初動対応策として考えることについてです。

災害が発生している、また、そのおそれがある場合は、住民一人ひとりが自身や家族の身と周囲の安全を確保し、落ち着いて避難行動、負傷者の救護、初期消火、二次災害防止、情報収集、情報共有することが重要です。

町職員は、災害対策本部の設置、人命救助、消火、避難所の開設、必要な物資などを確保、被災箇所の応急対策など、速やかに災害対応に着手します。

その際には、災害対策本部と町民、避難所、広島県、近隣自治体、ライフラインなど関係機関と被災状況の把握、被災地応急対応状況、安否不明などの情報を集約・共有できる連絡体制を確立し、全町を挙げて対応します。また、罹災証明書発行申請や住家の被害認定調査、避難所の運営など、被災状況で町職員だけでは対応が困難なときは、近隣自治体への応援要請を「府中町災害時受援計画」に基づき行います。

3 点目の御質問、復旧・復興に向けての取組です。

復旧・復興への大きな目的として、「安全な地域づくり」、「すまいと暮らしの再建」、「産業・経済の復興」の 3 分野を取組方策として、「安全な地域づくり」では、公共施設の復旧、安全な市街地・公共施設整備、都市基盤施設の復旧、文化の再生を、「すまいと暮らしの再建」では、仮設住宅等緊急の住宅確保、恒久住宅の供給・再建、雇用の確保、被災者への経済的支援、公共サービスなどの回復を、「産業・経済の復興」では、情報収集・提供・相談、産業などの再建に取り組むこととなります。

災害廃棄物の仮置場、遺体安置所の確保など、まだまだ課題はありますが、大規模

災害に備えて取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

1 4 番、宮本議員。

○1 4 番（宮本 彰君） 1 4 番、宮本です。

答弁ありがとうございました。

危機管理監の答弁にありましたように、令和 8 年 5 月 2 9 日から、気象台が発表する警報、注意報の情報名にレベルが付記され、避難行動と直結し、避難判断の目安が明確になりました。

新たな気象情報が運用開始されたことに対し、町内会等各種団体には早々と防災講座を開き、迅速に周知に努められているということで、感謝するとともに、また、ハード面では、県に対し砂防堰堤、河川改修などの防災対策推進を要望されているところも、当たり前ではありますが、安心をいたしました。

府中町は、大雨による土砂災害、河川の氾濫及び地震など、複合的な災害リスクを抱える地域であるので、平時からの万全の備えと講習、防災訓練による住民の防災力のアップを続けていただき、有事の際には、迅速な状況把握や情報展開による住民への適切な災害情報の提供や、的確な避難指示、速やかで正確な復旧作業を要望して、質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第 5 項、2 0 2 6 年気象災害に向けての対応策について、1 4 番、宮本議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第 1 項、住民ニーズに合わせた役場窓口サービス向上について、2 番、橋井議員の質問を行います。

2 番、橋井議員。

○2 番（橋井 肇君） 2 番、橋井です。よろしくお願いいたします。

住民ニーズに合わせた役場窓口サービス向上についてを伺います。

子育て世代をはじめ、多くの住民が暮らす活気あるまちとなっている本町ですが、一方で、住民ニーズは多様化し、行政に求められるサービスも年々高度化しております。また、デジタル技術の進展により、行政手続のオンライン化や、窓口業務の効率

化など、住民の利便性向上に向けた取組が全国で進められております。住民にとって、行政サービスは最も身近な公共サービスであり、その質の向上は住民満足度の向上と、住み続けたいまちづくりにつながる重要な要素でもあります。本町において、限られた行政資源の中で、より効果的かつ利用しやすい行政サービスを提供していくことが求められています。

近年、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、住民が行政サービスに求める内容も大きく変化をしております。特に共働き世帯の増加により、平日の日中に役場に来庁することが難しい方、高齢者や障害のある方、また、外国人住民など、それぞれの事情に応じた行政サービスの提供が求められています。

一方で、住民票や戸籍関係の証明書発行、転入・転出手続、マイナンバーカード関連業務など、住民課窓口には多くの住民が訪れており、時期によっては待ち時間が発生しているものとの声も聞かれます。

行政手続は住民生活に直結する重要なサービスであり、利用しやすく、分かりやすく、待たせない窓口づくりは住民満足度の向上につながる重要な課題であると考えます。

そこでお伺いをいたします。

1点目として、現在の窓口サービスに対する住民ニーズをどのように把握しておられるのか、お聞かせください。

住民から寄せられる意見や要望、苦情などについて、どのように分析し、窓口業務の改善に活用しているのか、伺います。

2点目として、デジタル化による住民サービス向上について伺います。

国においては、行政手続のオンライン化が進められていますが、本町においても、来庁しなくてもできる手続を増やすことが住民の利便性向上につながると考えます。窓口のオンライン予約や電子申請の拡充について、今後どのような計画がありますか。

3点目として、夜間窓口や休日窓口の充実について伺います。

仕事や育児などの理由で平日昼間に来庁できない住民も多くおられます。近隣自治体では夜間開庁や休日開庁を実施している事例もあります。本町として、住民のニーズを踏まえた窓口開設時間の見直しについて検討されているのか、お考えを伺います。

4点目として、高齢者や障害者、外国人などへの対応について伺います。

誰もが安心して行政サービスを利用できる環境整備が重要です。窓口での支援体制、

多言語対応、分かりやすい案内表示など、誰一人取り残さない窓口づくりに向けた取組と今後の方向性についてお聞かせください。

住民に最も身近な行政機関である役場だからこそ、住民の声を丁寧に受け止め、時代に合わせたサービス改善を進めていくことが重要であると考えます。

住民満足度の向上につながる前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

2番、橋井議員からの一般質問、住民ニーズに合わせた役場窓口サービス向上について、答弁いたします。

まず、①現在の窓口サービスに対する住民ニーズをどのように把握しているかについてです。

本町では、日々の窓口業務を通じて、職員が住民の皆様から御意見や御要望を直接伺う機会が多く、そうした声を日常的に共有し、必要に応じて改善につなげております。これまでのところ、窓口サービス全体として大きな問題が発生しているとの認識はございませんが、個別の苦情や御指摘については、その都度内容を確認し、必要な対応を行っているところです。特に、複数の窓口を回る必要がある手続などは負担が大きく、また手続によっては分かりづらい点や、案内が十分にできなかったといった事例もあると承知しております。これらは、今後の改善に向けた重要な示唆であると受け止めております。

また、令和6年度府中町まちづくりに関する住民意識調査、これは第5次総合計画策定に当たっての住民アンケートですが、このうち、町の今後のまちづくりについて、「町政運営・サービス等の施策分野」で、「財政の健全化」や「長期的な視点でのまちづくりの推進」に続き、3番目に重点的に取り組むべき施策として、「各種窓口サービスの充実」が挙げられており、窓口サービスの向上充実は一定の住民ニーズがあるものと示されています。

そのため、本町では、総合案内などでの情報の整理・共有の徹底、所管が分かりにくい手続についての案内方法の見直しと共有、複数部署にまたがる手続の流れの確認など、日常的な業務の中で改善できる点を継続的に検討してまいります。窓口での声や、職員の気づきを丁寧に拾い上げることで、住民ニーズの把握とサービスの向上に

努めてまいります。

続いて、②窓口のオンライン予約や電子申請の拡充について、今後の計画について、答弁します。

当町では、令和6年8月にDX推進計画を策定しており、この中でデジタルを活用したコスト削減や生産性向上、住民の利便性の向上を重点施策として位置づけています。特に窓口業務改革については、「役場に行かない」「書かない」「待たせない」の「3ない」の実現を目標とし、オンライン予約や電子申請の拡充、業務システムとのデータ連携による手続の簡素化など、複数の手法を組み合わせた改善を今後検討してまいります。

続きまして、③夜間窓口や休日窓口の拡充についての検討状況について、答弁します。

本町では、住民の皆様の利便性向上を目的として、夜間窓口や休日窓口を開設しています。代表的なものとして、町民生活部住民課では、毎月第1、第3木曜日、午後7時までの夜間窓口、第2日曜日、午前中の休日窓口において、「パスポートの受取」や「マイナンバーカードの受取」などの手続を受け付けております。

財務部税務課では、毎月第3木曜日に午後7時まで、及び、6月と12月の第2日曜日に午後1時まで、納付相談受付を開設しているなどがございます。

また、イオンモール広島府中にある「ふちゅう情報プラザつばき館」では、住民票などの写しの交付や、町税や税外収入などの公金の収納などを取り扱っており、こちらは年末年始を除き、土・日・祝日を含め午前10時から午後8時まで窓口業務を行っております。

死亡届や出生届については、役場1階受付で24時間提出可能であり、さらに、緊急を要する案件については、当該受付の警備員より担当部署に連絡があるようになっております。

こういったことから、当町の夜間・休日を含めた窓口サービスは一定以上、充実しているものと認識しています。

また、公金収納や住民票の写しの交付等については、コンビニ等でも対応しており、所得証明についてもコンビニで取得できるよう手続を進めているところです。

こうした状況から、現時点では夜間・休日窓口を拡充する方向での検討は行っておりません。

一方で、今後に向け、デジタル技術の活用、いわゆるD Xによるオンライン手続の拡大や、来庁不要のサービスの充実など、「時間や場所にとらわれない行政サービスの提供」に向けては、継続して取り組む必要があると考えております。

また、高齢者の方からの「休日であればゆっくり話を聞いてもらえるのでは」といった声、共働き世帯の「平日は休みを取らないと手続ができない」といった声があったと伺っております。

まず、高齢者の方々が安心して相談できる場を求めておられるという点は重要な御指摘であると受け止めております。特に生活や介護に関する相談については、「地域包括支援センター」などの専門の相談窓口が対応できる体制を整えています。今後は相談内容に応じて適切な窓口につなぐなど、案内の工夫を進めてまいります。

また、「共働き世帯が平日昼間に来庁しづらい」という声につきましては、福祉・児童関係の相談や手続など、「つばき館」やコンビニ等では対応できないものについて、負担を感じておられるのだと思います。

住民課関係の各種写しや証明、公金収納については、夜間・休日の利便性を一定程度確保しています。また、児童扶養手当の現況届については、夜間2日と休日1日を開庁して受付を行っております。さらに、児童相談支援については、就労などで来庁できる時間が限られる方へは希望をお聞きして丁寧に対応し、保育所の手続では郵送やメールを代用するなど状況に応じて柔軟に対応しています。

それ以外の手続や個別の相談等の利便性向上についても、引き続き重要な課題であると捉えています。今後は平日昼間の来庁が難しい方にも御利用いただけるよう、オンラインでの申請・相談等の導入や拡大など、来庁不要の手続を充実するなど、D Xの活用を進めてまいります。

将来的には、A Iを活用した問合せ対応や手続案内の自動化など、時間や場所にとらわれず、必要な情報にアクセスできる仕組みも視野に入れ、行政サービスの向上について、調査研究してまいります。

これらの取組により、窓口にお越しいただく時間的負担を軽減しつつ、住民の皆様が安心して役場を利用できる環境づくりを進めてまいります。

続いて、④高齢者や障害者、外国人住民など多様な住民サービスに対応するため、どのような窓口サービスの改善を進めていくかについて、答弁します。

窓口対応において、現時点でこれらに関し深刻な事例が発生している状況は把握し

ていませんが、住民の皆様が安心して行政サービスを利用できるよう、引き続き不断の努力と改善に努めてまいります。

住民の利便性向上のためのデジタル技術の活用については、国の自治体DX推進計画やデジタル田園都市国家構想の方向性を踏まえ、オンライン相談の導入・拡大、オンライン申請の拡充、将来的なAIによる問合せ対応や手続案内の自動化など、時間や場所にとらわれず、行政サービスにアクセスできる環境づくりを進めてまいります。

一方で、電子媒体の使用が難しい方、デジタルに不安を覚える方は必ずいらっしゃいますので、窓口における申請・相談体制は必要と考えており、窓口での対面対応についても、多様な住民の皆様が利用しやすいものであることが大切であると考えております。

申請・相談等が集中する2階の窓口には、手話通訳者が常駐する体制を取っております。また、高齢者向けに聴覚を補助する機器の導入や、外国人向けの国民健康保険制度案内の冊子を購入し、日本語が話せない外国人住民の方に対する制度説明に配布するなど行っています。

加えて、外国人住民の方への対応としては、令和3年度より、広島市と安芸郡4町が連携し、日本語の理解が十分でない方のために、多言語で生活相談を受け付ける「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を広島国際会議場に設置し、相談窓口で生活支援、行政サービスの案内、行政機関への同行通訳などを行っています。

また、「やさしい日本語」などにより、外国人住民の方にも分かりやすい案内を心がけ、必要に応じ通訳支援ツールの活用も検討してまいります。

高齢者や障害のある方への声かけやサポートの充実として、申請書の記入補助や、手続の流れの丁寧な説明、はっきりした発音でゆっくり話すなど、職員によるきめ細やかな対応を継続してまいります。

また、相談内容に応じた適切な部署への案内について、一層の努力を行ってまいります。

①の「住民ニーズの把握」にも通じるものがありますが、役場本庁舎は2階が正面玄関であるというある意味変則的な構造となっていることから、1階と2階で迷われる住民の方をお見かけすることがあります。案内表示や床面の色分けなどは既に行っているところですが、職員の積極的な声かけも不可欠であると考えております。

DXによる利便性の向上と対面での丁寧で親切な案内の双方から、多様な住民の皆様

様にとって、気持ちよく利用できる窓口環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

2 番、橋井議員。

○2 番（橋井 肇君） 2 番、橋井です。

御答弁ありがとうございました。

窓口サービスの取組を事細かく丁寧に、分かりやすく御説明をいただき、大変ありがとうございます。

本町の役場窓口サービスにつきましては、日頃から住民一人ひとりに丁寧かつ迅速に対応しておられる職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

各種証明書の発行や、相談窓口において、混雑時であっても笑顔を絶やさず、分かりやすい説明と柔らかな応対を続けておられる姿勢は、多くの町民に安心感を与えていると感じます。特に高齢の方や小さな子ども連れの方に対して、受付番号の案内や記入方法のサポートを丁寧に行っておられること、手続に不慣れな方にも窓口をたらい回しにすることなく、最後まで責任を持って対応をされておられること、オンライン申請やコンビニ交付など、新しい仕組みを分かりやすく説明し、住民の方に寄り添いながら利用を広げておられること、これらは府中町が目指すまちの将来像「みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう」の土台を支える大切な取組であり、町民の一人として大変心強く受け止めておりました。

こうした窓口サービスをさらに充実させ、より多様な町民の暮らしを支える観点から、次の点について検討をお願いしたいと考えます。

1 つ目に、現在もオンライン申請やコンビニ交付といった便利な仕組みが整えられておりますが、転入・転出や各種手続が集中する年度末や連休前後に対象業務を絞ることで、住民サービス向上と職員負担の両立を図っていけるという事例もございます。

仕事や家庭の事情により、どうしても対面での相談や確認が必要となる方も少なくないと聞いております。住民サービスの選択肢が広がり、町民の安心感が一層高まるものと考えております。

2 つ目に、窓口の混雑緩和と待ち時間の見える化についての検討であります。

窓口での番号札の運用に加え、町のホームページや庁舎内掲示などで、おおよその

混雑時間帯や待ち時間の目安を示していただくことにより、高齢者や子ども連れの方を中心に来庁時間を調整しやすくなります。結果として、職員の皆様の負担軽減にもつながるのではないかと考えます。

3つ目に、窓口サービスの向上のための職員の取組を町として積極的に評価し、発信していただきたいという点です。

よい対応が当たり前として埋もれてしまうのではなく、住民から寄せられた感謝の声や、改善提案を庁内で共有し、職員のモチベーション向上につなげていただけたらと思います。

最後に、現在取り組んでおられる窓口サービスを広く住民の方々へ周知徹底に取り組んでいただきたいことを要望いたします。

以上、申し上げましたように、府中町役場窓口サービスは高い水準にあると感じております。その上で、時代の変化や町民ニーズの多様化に応じて、オンライン手続、コンビニ交付、対面相談、休日開庁などの選択肢をバランスよく組み合わせていただければ、誰にとっても利用しやすい役場となると確信をいたしております。

窓口で日々検討されている職員の皆様への敬意と感謝を改めて表するとともに、今後の一層のサービス向上に向けた前向きな検討をよろしく願いを申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、住民ニーズに合わせた役場窓口サービス向上について、2番、橋井議員の質問を終わります。

昼時間が近づいてきたんですが、もう1問続けてまいりたいと思います。

厚生関係、第2項、ごみの適正排出促進に向けた情報提供と支援策について、7番、木田議員の質問を行います。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。

通告に基づき質問いたします。

質問事項は、ごみの適正排出促進に向けた情報提供と支援策についてです。

質問の趣旨です。ごみステーションの維持管理については、地域の町内会などが担っていますが、カラスなどによるごみの散乱対策や不適切なごみ出しへの対応に加えて、資源ごみの持ち去り行為も散見されるなど、管理負担が課題となっています。実際に私の所属する町内会でも様々な相談が寄せられています。

このような状況の中、ごみステーションの管理負担を軽減し、ごみの適正な排出を促していくためには、分かりやすい情報提供と不法投棄や資源ごみの持ち去り行為に対する監視体制の強化の両面から取り組むことが重要と考えます。

そこで、次の点について町の考えをお伺いいたします。

1つ、ごみステーションにおける不適切排出の現状及び町への相談・対応状況は。

2つ、適正排出を促進するための紙媒体とデジタル媒体を組み合わせた、どの世代にも伝わりやすい情報提供が重要と考えるが、町の取組状況はという質問です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

7番、木田議員のごみの適正排出促進に向けた情報提供と支援策について、答弁します。

初めに、ごみステーションは、住民生活におけるごみの収集運搬を支える重要な基盤であり、快適な生活環境を維持する上で欠かすことのできないものであります。

当町では、令和8年3月に策定した「府中町第2次ごみ処理基本計画」の基本方針の一つとして「みんなでつくる、ごみ処理の安定」を掲げ、その具体的な施策として「地域協働による家庭系ごみ適正排出の推進」を位置づけております。

この中では、適正なごみステーションの管理、自力でのごみ出しが困難な高齢者等への支援、適正分別・適正排出のための分かりやすい周知、不法投棄等の不適正排出への対策を進め、地域全体のごみ処理に対する安心感の向上を図ることとしております。

御質問の1点目、ごみステーションにおける不適切な排出の現状及び町への相談・対応状況についてですが、当町の家庭系ごみは、指定されたごみステーションに集積し、収集を行っておりますが、ごみステーションの維持管理については、町内会やマンション管理者等を中心とした住民自治により、清掃、ネットの配置、排出ルールの周知などが行われており、地域の皆様の御協力により安定した収集体制が維持されています。

一方で、収集日や分別区分を守らない排出、指定された場所以外への排出、事業系ごみの投棄、猫やカラスによるごみの散乱、資源物の持ち去り等、ごみステーション

の管理に負担を生じさせる事案も見受けられます。

町へは、主に町内会、ステーション利用者、近隣住民の方から、残置ごみ、散乱ごみ、ルール違反の排出、資源物の持ち去りなどに関する相談が寄せられております。

相談を受けた際には、現地確認を行い、必要に応じて排出者への指導、注意看板の設置、収集業者との調整などを行っております。

また、不法投棄や資源物の持ち去り対策として、監視カメラの設置やパトロールの実施などにより、抑止と取締りに努めており、悪質な事案については、関係機関とも連携しながら厳正に対応しているところであります。

次に、御質問の２点目、紙とデジタルを組み合わせた、どの世代にも伝わりやすい情報提供についてですが、ごみの適正排出を進めるためには、住民一人ひとりが、ごみの分別方法、収集日、排出場所、出し方のルールを正しく理解し、日常生活の中で実践していただくことが重要です。

当町では、毎年発行している冊子「家庭ごみの正しい出し方」により、収集日程、分別区分、品目ごとの出し方、カラスや猫による散乱防止のための注意点、町で処理できない廃棄物の処理方法など、ごみ出しルール全般を周知しております。

紙媒体は、高齢者をはじめ、スマートフォンやインターネットの利用に不慣れな方にも確認しやすい手段であり、引き続き重要な情報提供手段であると考えております。

一方で、若い世代や転入者などが必要な情報に速やかにアクセスできるよう、公式アプリ「ふちゅうポータル」の中のごみ分別アプリにおいて、ごみ収集カレンダーや50音順の分別辞典などを活用した情報提供を行っています。

これにより、品目名から分別方法を検索できるほか、収集日を確認しやすくするなど、デジタルならではの利便性を生かした周知に取り組んでおります。

このような取組により、昨年度実施したアンケートでは、「家庭ごみの分別や出し方に関する状況」の項目で約80%の方から「満足」との回答をいただいております。現在の情報提供については一定の評価を得ているものと受け止めております。

今後も、冊子、広報紙、ホームページ、SNS、アプリなど、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かしながら、世代や生活環境に応じて情報が届くよう、複数の媒体を組み合わせた分かりやすい周知に努めてまいります。

さらに、近年では、AIを活用してごみの分別方法を案内するチャットボットや写真認識により分別区分を判定するサービスを導入・実証している自治体が見られます。

こうした仕組みは、住民の皆様が手軽に分別方法を確認できるだけでなく、職員の問合せ対応の負担軽減にもつながることが期待されることから、導入の可能性について検討してまいります。

今後も、「第2次ごみ処理基本計画」に基づき、町内会等との連携を図りながら分かりやすい情報提供と不適正排出への対策を進め、清潔で安心して暮らせる生活環境の維持に取り組んでまいります。

答弁は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。

御答弁ありがとうございました。

ごみの出し方に関する情報提供については、AIの活用やスマホで写真からごみ分別を判別する機能など、最新技術の導入についても検討していくとの答弁だったと思います。

住民の皆さんにとって分かりやすい情報提供を行うことは非常に重要と考えます。私自身もごみステーションではありませんが、清掃事務所へごみの直接搬入した際に、搬入ルールが分かりにくく、戸惑った経験があります。その経験からも、住民の皆さんが迷うことなく、適正にごみ出しができるよう、情報発信を充実させる必要性を改めて感じたところです。

分かりやすい情報提供は適正なごみ出しにつながり、結果として、ごみステーション管理の負担軽減にもつながるものと考えてるので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2回目の質問をいたします。

1回目の答弁にありました、監視カメラの設置・運用と町内会の取組に対する支援について、2点お伺いいたします。

1点目は、ごみステーションへの監視カメラの設置及び運用並びにダミーカメラ導入の検討状況についてです。

この件については、令和6年12月定例会の一般質問でも取り上げましたが、その際の答弁では、要望箇所への設置が一巡した後に、対応を検討するとのことでした。その後の進捗状況について伺います。

うちの町内会も何か所か、何回か設置していただいて、それなりの効果はあったように思います。今、町内会でも設置を検討しているんですけど、それに対する補助とかいうのは考えてられるかどうか。

もう一つ、ごみを入れる柵、かご、何というんですか、折り畳み式のいいのは何万円もするんですけど、それをやっぱり設置したら整理整頓しやすいですし、見た目もいいですし、今、随時設置していったる途中なんですけど、そういうものに対する補助はどうかというのもお願いいたします。

2点目は、ごみステーションの管理負担軽減への支援策についてです。

例えば町内会が自主的にダミーカメラを設置するなど、ごみステーションの管理対策に取り組んだ場合、町として支援を行う考えはあるのか、今の話ですね。また、負担軽減に向けた支援策はどのように考えているのか、お伺いします。

以上、2点よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

木田議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、御質問の1点目、令和6年12月の一般質問でお答えした、ごみステーションにおける監視カメラの設置・運用及びダミーカメラの導入の検討について、その後の進捗状況でございます。

令和6年12月の答弁では、当時、固定式カメラ1台と可動式カメラ1台により運用し、可動式カメラについては、町内会から要望のあったごみステーションを対象に、おおむね1か月ごとに順番に設置し、令和7年度中には設置要望のあった町内会・全てで設置が一巡する見込みであること、また、一巡後に再度町内会に要望や意見を伺い、設置サイクルやダミーカメラの導入などについて検討していくことをお答えしております。

その後、令和7年度に設置要望のあった22町内会・全てで可動式カメラの設置が一巡したこと、二巡目の運用に当たりまして、全町内会を対象に、監視カメラの設置・運用に関するアンケート調査を実施しております。

その結果、多くの町内会から不法投棄の抑止やごみ出しマナーの向上などの一定の効果が得られるとの評価をいただいた一方で、設置期間が限られることや、設置まで

に期間を要することなど、運用面での課題についても御意見をいただいております。

こうしたアンケート結果を踏まえて、より効率的で効果的な運用を図るため、可動式カメラを新たに1台追加購入し、現在は固定式カメラ1台と可動式カメラ2台の体制で運用し、設置サイクルの短縮化を図っているところでございます。

また、ダミーカメラにつきましては、実際の映像確認や原因者の特定には活用できないものの、比較的安価で設置しやすく、不法投棄などへの抑止効果が期待できるものと考えており、現在、監視カメラとの役割分担、プライバシーへの配慮などについて整理を進めております。

今後も、町内会のニーズを踏まえ、設置期間、設置サイクル、ダミーカメラの活用も含めて、効果的な監視カメラの運用に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、ごみステーションの管理負担軽減のための町内会などへの支援策についてですが、ごみステーションの管理は、地域住民の皆様の御協力により支えられており、町といたしましても、その負担軽減に向けた取組は極めて重要と考え、昨年度策定した「府中町第2次ごみ処理基本計画」においても重点取組に位置づけております。

具体的には、公平な管理負担への協力の呼びかけや、使用上のルールの周知、また、防鳥ネットや収集枠、注意看板、ダミーカメラなど、ごみステーションの適正管理に資する物品の購入補助や貸与制度の導入について検討を進めているところでございます。

今後も、町内会の皆様の御意見を伺いながら、ごみステーションの適切な管理が継続できるよう、監視カメラの効果的な運用と併せ、地域の負担軽減につながる必要な支援策について検討を進めたいと考えております。

答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 答弁ありがとうございました。

ごみステーションの維持管理は、地域の皆さんの協力があってこそ成り立っています。しかしながら、今回取り上げましたように、ごみステーションの維持管理においては、不適切なごみ出しへの対応や、ごみの散乱対策など、様々な課題があります。

ぜひ町におかれましては、住民と行政が力を合わせながら、できるだけ地域の負担

を軽減し、無理なく管理を続けていけるよう、地域の声を丁寧に伺いながら、実情に応じた積極的な支援を進めていただくよう強く要望しまして、私の質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第２項、ごみの適正排出促進に向けた情報提供と支援策について、７番、木田議員の質問を終わります。

ここでお諮りします。

本日は、これをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は６月３０日午前９時３０分から会議を開きます。御苦労さまでした。

延会。

（延会 午後０時１２分）